

コミュニティバスの運行事業者の変更について

1. 変更内容

坂井市コミュニティバス「春江北部東部ルート」、「春江西部中部ルート」、「高椋西ルート」、「鳴鹿ルート」の運行事業者を有限会社トマトからトマト観光株式会社に変更する。

2. 変更理由

現在、「春江北部東部ルート」、「春江西部中部ルート」、「高椋西ルート」、「鳴鹿ルート」を運行している有限会社トマトが、トマト観光株式会社に商号を変更するため。

3. 改正ルート

- ・春江北部東部ルート 全便
- ・春江西部中部ルート 全便
- ・高椋西ルート 全便
- ・鳴鹿ルート 全便

4. 改正内容

運行事業者の変更

(運行ルート、運行時刻、運賃等、その他の事項については変更なし)

5. 改正日 商号変更完了後 (令和5年10月5日登記)